

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 赤穂市<br>(28212)       |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 富原・中山地区<br>(富原・中山集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年7月18日<br>(第1回)   |

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内農地の大半は、営農組合と担い手が耕作しているが、営農組合のオペレーター、構成員が高齢である。
- ・担い手の規模拡大や高齢化により耕作者主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理が困難となりつつある。
- ・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組が課題。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、市の振興作物である大豆、麦等の作付を組み合わせたブロックローテーションの実施により農地の有効利用を図る。また、ぶどう等高収益作物の栽培を行うとともに、減農薬、減化学肥料に取り組めるかを検討する。
- ・規模拡大を目指す担い手に農地の集約化を進めつつ、新たに参入を希望する新規就農者等の受け入れる仕組みについても整備を進める。また、水路、農道等の管理については集落全体でできるような仕組み作りを検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 24.1 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 21.9 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備が行われた農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内にある住宅地又は隣地との間にある農地や畑地は除外する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

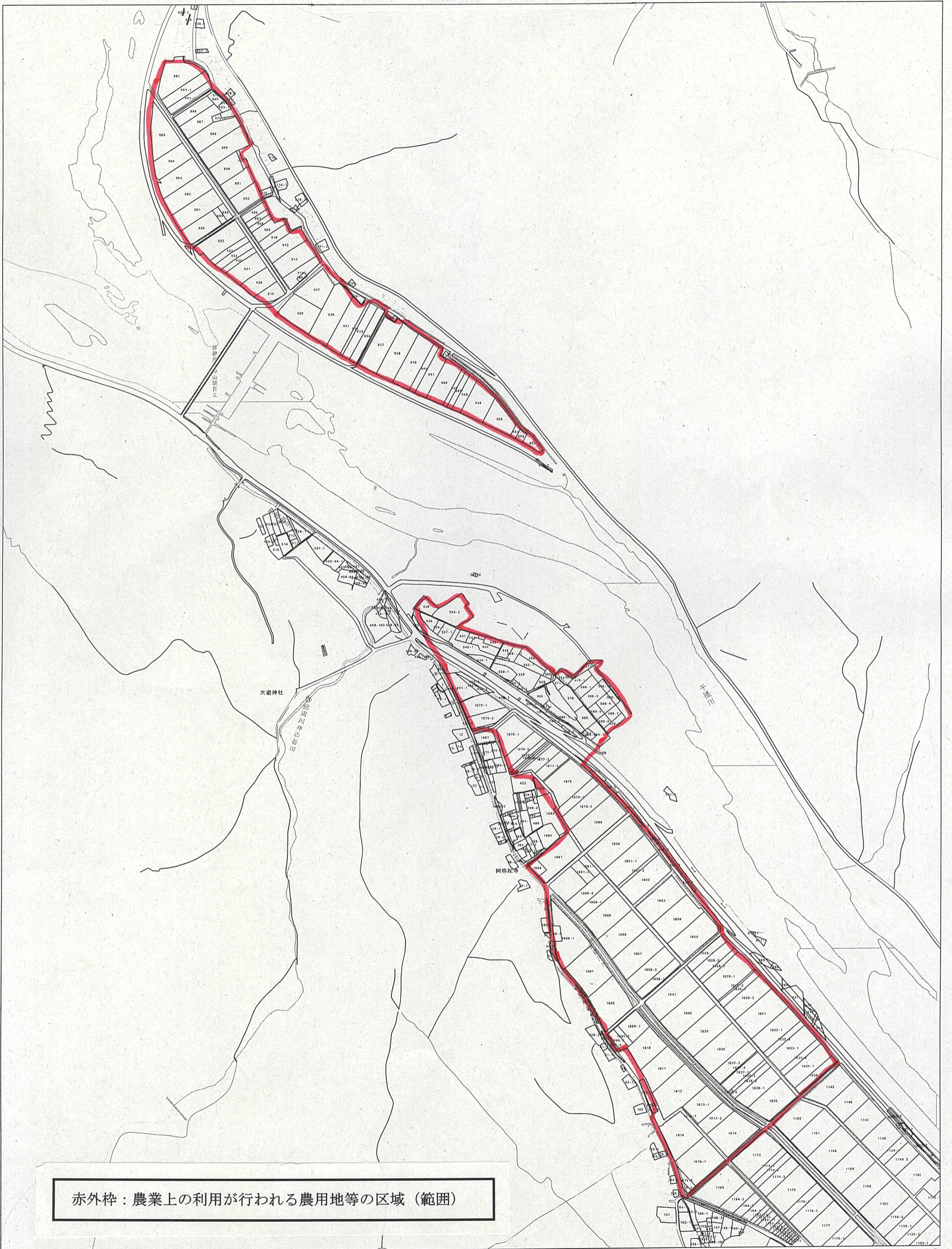
|   |
|---|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針   |
| 既に、ほ場整備完了農地の約8割が営農組合と担い手に委託されており、集積化が図られているが、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、さらなる規模拡大、集約化を目指す。  |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針   |
| 担い手への将来の農地の集約化と、担い手が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧告し、出し手・受け手に関わらず任意の営農組合の耕作集落を除き、原則として農地を機構に貸し付けていく。 |
| (3) 基盤整備事業への取組  |
| 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した用排水設備の再整備化について検討する。  |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 将来的に耕作されない可能性の高い農地の増加が見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。                   |
| (5) 農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組  |
| 作業の効率化が期待できる水稲育苗・病害虫防除・乾燥・調製作業は、JA兵庫西の農業用施設へ委託する。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

|  |   |                                  |   |  |
|--|---|----------------------------------|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策  | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等         | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |
| <p>①鳥獣被害防止対策の取組方針<br/>鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。</p> <p>⑤果樹等の取組方針<br/>ブドウの栽培面積の拡大を図り、産地化を目指す。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針<br/>地域住民・営農組合・担い手農家・耕作農家の四者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。</p> <p>⑨耕畜連携<br/>集落内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。</p> |   |                                  |   |  |



# 赤穂市 富原・中山 地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）